

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第1区分

【発行日】平成26年7月24日(2014.7.24)

【公開番号】特開2012-255757(P2012-255757A)

【公開日】平成24年12月27日(2012.12.27)

【年通号数】公開・登録公報2012-055

【出願番号】特願2011-130324(P2011-130324)

【国際特許分類】

G 0 1 C	21/26	(2006.01)
G 0 8 G	1/00	(2006.01)
B 6 0 L	3/00	(2006.01)
G 0 9 B	29/10	(2006.01)
G 0 9 B	29/00	(2006.01)

【F I】

G 0 1 C	21/00	C
G 0 8 G	1/00	D
B 6 0 L	3/00	S
G 0 9 B	29/10	A
G 0 9 B	29/00	A

【手続補正書】

【提出日】平成26年6月9日(2014.6.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定の区間におけるエネルギー消費量を推定するエネルギー消費量推定手段と、

エネルギーを供給するエネルギー供給手段が前記所定の区間に於いて実際に供給したエネルギー消費実績量を特定するエネルギー消費実績量特定手段と、

前記エネルギー消費量推定手段が推定した所定の区間のエネルギー推定消費量を補正するエネルギー消費量補正手段と、

前記エネルギー消費量補正手段が補正した前記所定の区間におけるエネルギー推定消費量に所定の許容する誤差を加味した量と、当該所定の区間に於ける前記エネルギー消費実績量特定手段が特定したエネルギー消費実績量と、の差に応じて、前記エネルギー消費量補正手段が補正する補正量を特定するエネルギー消費量補正量特定手段と、

前記エネルギー消費量補正手段により補正した所定の区間のエネルギー推定消費量を用いて、前記エネルギー供給手段が供給可能なエネルギー量で移動可能な範囲を特定して表示する表示手段と、

を備えることを特徴とするエネルギー消費量計算装置。

【請求項2】

請求項1に記載のエネルギー消費量計算装置であつて、

前記エネルギー消費量補正量特定手段は、前記補正エネルギー推定消費量に所定の許容する誤差を加味した最大値よりも、前記エネルギー消費実績量が上回る場合に、上回る量を所定の区間の前記エネルギー推定消費量の補正量として特定する、

ことを特徴とするエネルギー消費量計算装置。

【請求項3】

請求項 1 または 2 に記載のエネルギー消費量計算装置であって、

前記エネルギー消費量補正量特定手段は、前記エネルギー消費実績量が、前記補正されたエネルギー推定消費量から所定の許容する誤差を加味した最小値より下回る場合に、所定の区間の前記エネルギー推定消費量の補正量をリセットする、

ことを特徴とするエネルギー消費量計算装置。

【請求項 4】

請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載のエネルギー消費量計算装置であって、

前記エネルギー消費量補正手段は、前記エネルギー消費量推定手段が推定した所定の区間のエネルギー消費量に前記補正量を加算する、

ことを特徴とするエネルギー消費量計算装置。

【請求項 5】

請求項 1 ~ 3 のいずれか一項に記載のエネルギー消費量計算装置であって、さらに、

前記所定の区間ににおける統計処理されたエネルギー推定消費量補正量を外部のセンターからネットワークを介して取得する統計補正量取得手段を備え、

前記エネルギー消費量補正手段は、前記統計処理されたエネルギー推定消費量補正量を用いて、前記エネルギー消費量推定手段が推定した所定の区間のエネルギー推定消費量を補正する、

ことを特徴とするエネルギー消費量計算装置。

【請求項 6】

請求項 5 に記載のエネルギー消費量計算装置であって、さらに、

前記推定されたエネルギー消費量に所定の許容する誤差を加味した量と、前記エネルギー消費実績量との差に応じてエネルギー推定消費量補正量を算出し、算出した前記エネルギー推定消費量補正量を、前記外部のセンターへ前記ネットワークを介して送信するエネルギー推定消費量補正量送信手段、

を備えることを特徴とするエネルギー消費量計算装置。

【請求項 7】

請求項 1 ~ 6 のいずれか一項に記載のエネルギー消費量計算装置であって、さらに、

所定の推奨経路を誘導する経路誘導手段を備え、

前記所定の区間は、前記推奨経路を構成する所定の区間である、

ことを特徴とするエネルギー消費量計算装置。

【請求項 8】

請求項 1 ~ 7 のいずれか一項に記載のエネルギー消費量計算装置であって、さらに、

車両に関する情報と、道路の構成に関する情報と、を予め記憶する記憶手段を備え、

前記エネルギー消費量推定手段は、前記車両に関する情報と、前記道路の構成に関する情報と、を用いて前記所定の区間ににおけるエネルギー消費量を推定する、

ことを特徴とするエネルギー消費量計算装置。

【請求項 9】

エネルギー消費量計算装置によるエネルギー消費量計算方法であって、

前記エネルギー消費量計算装置は、

所定の区間ににおけるエネルギー消費量を推定するエネルギー消費量推定ステップと、

エネルギーを供給するエネルギー供給手段が前記所定の区間ににおいて実際に供給したエネルギー消費実績量を特定するエネルギー消費実績量特定ステップと、

前記エネルギー消費量推定ステップにおいて推定した所定の区間のエネルギー推定消費量を補正するエネルギー消費量補正ステップと、

前記エネルギー消費量補正ステップにおいて補正した前記所定の区間ににおけるエネルギー推定消費量に所定の許容する誤差を加味した量と、当該所定の区間ににおける前記エネルギー消費実績量特定ステップにおいて特定したエネルギー消費実績量との差に応じて、前記エネルギー消費量補正ステップにおいて補正する補正量を特定するエネルギー消費量補正量特定ステップと、

前記エネルギー消費量補正ステップにおいて補正した所定の区間のエネルギー推定消費

量を用いて、前記エネルギー供給手段が供給可能なエネルギー量で移動可能な範囲を特定して表示する表示ステップと、

を実施することを特徴とするエネルギー消費量計算方法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

上記課題を解決すべく、本発明に係るエネルギー消費量計算装置は、所定の区間におけるエネルギー消費量を推定するエネルギー消費量推定手段と、エネルギーを供給するエネルギー供給手段が前記所定の区間において実際に供給したエネルギー消費実績量を特定するエネルギー消費実績量特定手段と、前記エネルギー消費量推定手段が推定した所定の区間のエネルギー推定消費量を補正するエネルギー消費量補正手段と、前記エネルギー消費量補正手段が補正した前記所定の区間ににおけるエネルギー推定消費量に所定の許容する誤差を加味した量と、当該所定の区間ににおける前記エネルギー消費実績量特定手段が特定したエネルギー消費実績量と、の差に応じて、前記エネルギー消費量補正手段が補正する補正量を特定するエネルギー消費量補正量特定手段と、前記エネルギー消費量補正手段により補正した所定の区間のエネルギー推定消費量を用いて、前記エネルギー供給手段が供給可能なエネルギー量で移動可能な範囲を特定して表示する表示手段と、を備えることを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

また、本発明のエネルギー消費量計算方法は、エネルギー消費量計算装置によるエネルギー消費量計算方法であって、前記エネルギー消費量計算装置は、所定の区間におけるエネルギー消費量を推定するエネルギー消費量推定ステップと、エネルギーを供給するエネルギー供給手段が前記所定の区間において実際に供給したエネルギー消費実績量を特定するエネルギー消費実績量特定ステップと、前記エネルギー消費量推定ステップにおいて推定した前記所定の区間のエネルギー推定消費量を補正するエネルギー消費量補正ステップと、前記エネルギー消費量補正ステップにおいて補正した前記所定の区間ににおけるエネルギー推定消費量に所定の許容する誤差を加味した量と、当該所定の区間ににおける前記エネルギー消費実績量特定ステップにおいて特定したエネルギー消費実績量と、の差に応じて、前記エネルギー消費量補正ステップにおいて補正する補正量を特定するエネルギー消費量補正量特定ステップと、前記エネルギー消費量補正ステップにおいて補正した所定の区間のエネルギー推定消費量を用いて、前記エネルギー供給手段が供給可能なエネルギー量で移動可能な範囲を特定して表示する表示ステップと、を実施することを特徴とする。